

# 成年後見制度における診断書の書式の改定等について

## 1 成年後見制度における診断書の書式の改定

### (1) 改定の経緯

#### ◆ 成年後見制度利用促進基本計画（平成29年3月24日閣議決定）

医師が診断書等を作成するに当たっては、福祉関係者等が有している本人の置かれた家庭的・社会的状況等に関する情報も考慮できるよう、診断書等の在り方について検討するとともに、本人の状況等を医師に的確に伝えることができるようにするための検討を進める。

#### ◆ 検討課題

- 1 診断プロセスを分かりやすく記載できる診断書の在り方
- 2 医師に本人の生活状況等に関する情報を的確に伝えるための福祉関係者等からの情報提供の在り方

## (1) 改定の経緯

関係府省と連携し，平成29年8月に認知症高齢者・障害者の関係団体や医師・福祉関係の団体から御意見をお聞きするなどして，診断書の書式の改定に向けて検討



検討課題1について

診断書の書式の改定

検討課題2について

本人情報シートの書式の作成

## (2) 改定のポイント

### ① 判断能力についての意見欄の見直し

意思決定支援の考え方を踏まえ、  
「支援を受けて契約等を理解・判断できるか」との表現に改定

#### 現行の書式

- 自己の財産を管理・処分することができない。
- 自己の財産を管理・処分するには、常に援助が必要である。
- 自己の財産を管理・処分するには、援助が必要な場合がある。
- 自己の財産を単独で管理・処分することができる。



#### 改定書式

- 契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができる。
- 支援を受けなければ、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することが難しい場合がある。
- 支援を受けなければ、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができない。
- 支援を受けても、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができない。

チェックボックスの  
順番を従前と逆に

## (2) 改定のポイント

### ② 判定の根拠を明確化するための見直し

自由記載としていたものを改め、障害の有無等を記載する欄を新設

#### 現行の書式

判定の根拠（検査所見・説明）

（自由記載）



#### 改定書式

判定の根拠

(1) 見当識の障害の有無

あり ⇒ (  まれに障害がみられる  障害がみられるときが多い  障害が高度)

なし

( )

(1)見当識, (2)他人との意思疎通, (3)理解力・判断力, (4)記憶力

の4項目について記載欄を新設

## 2 本人情報シートの書式の作成

福祉関係者等が記入する「本人情報シート」の書式を新たに作成

### 作成の経緯

成年後見制度利用促進基本計画



本人の家庭的・社会的状況等に関する情報の必要性



本人を支える福祉関係者が本人の日常生活・社会生活に関する情報を記載して医師に伝えるための書式を新たに作成

## (1) 本人情報シートの作成者

ソーシャルワーカー（社会福祉士，精神保健福祉士等）  
として本人の介護・福祉を担当している方

例えば・・・

- ・ 介護支援専門員
- ・ 相談支援専門員
- ・ 病院・施設の相談員
- ・ 行政職員 など

※ 親族の方には，同様の情報を後見等開始の申立書に記載してもらう。

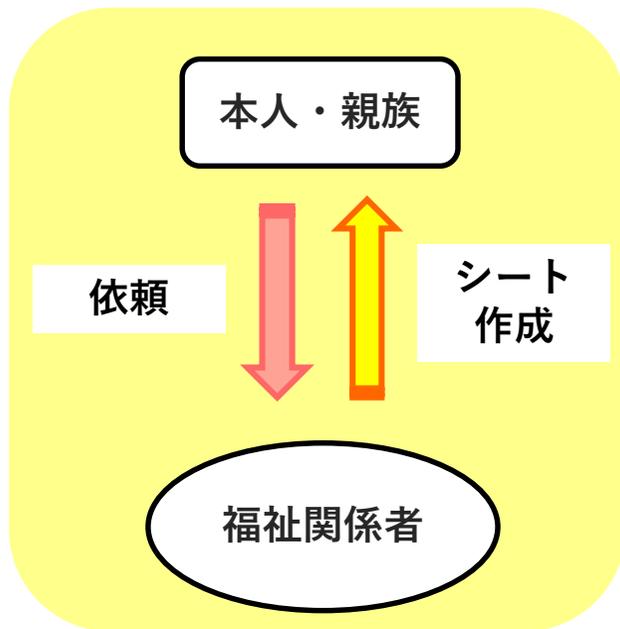
## (2) 本人情報シートの活用方法

主に**医師が診断書を作成する際の補助資料**として活用することを想定

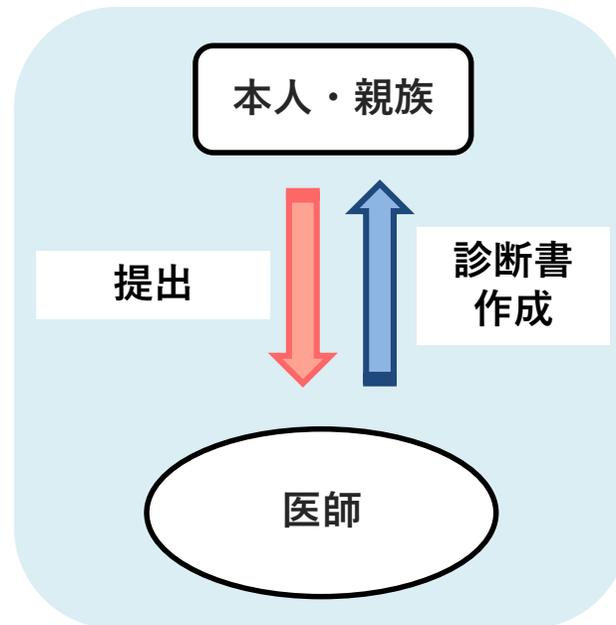
①本人情報シートの  
作成依頼

②診断書作成医に提出

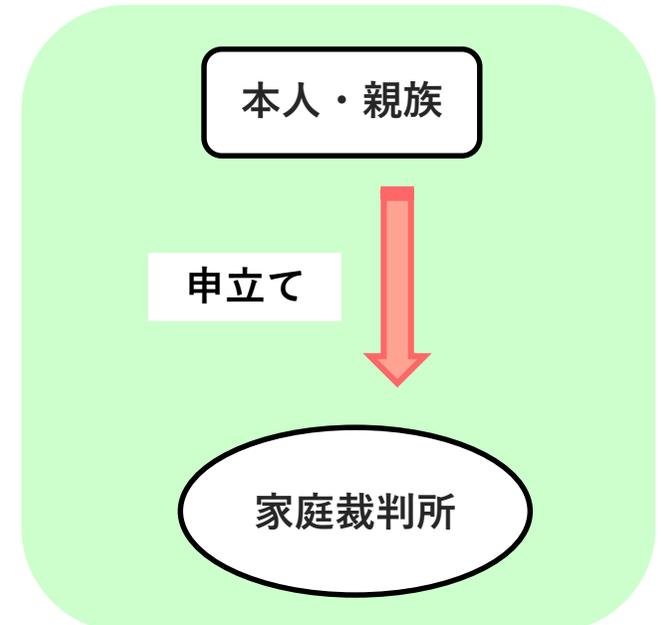
③申立書類として  
裁判所に提出



福祉関係者において  
作成



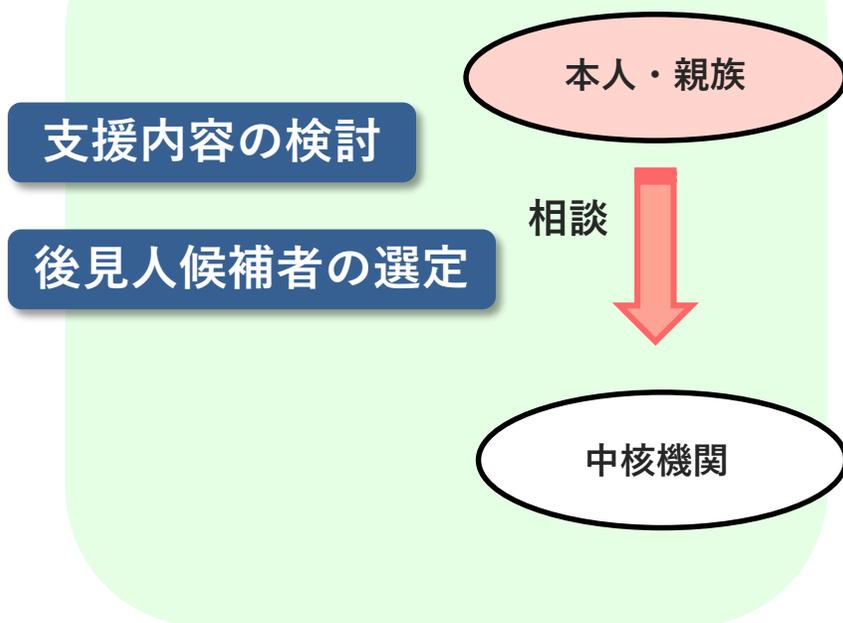
診断の補助資料  
として活用



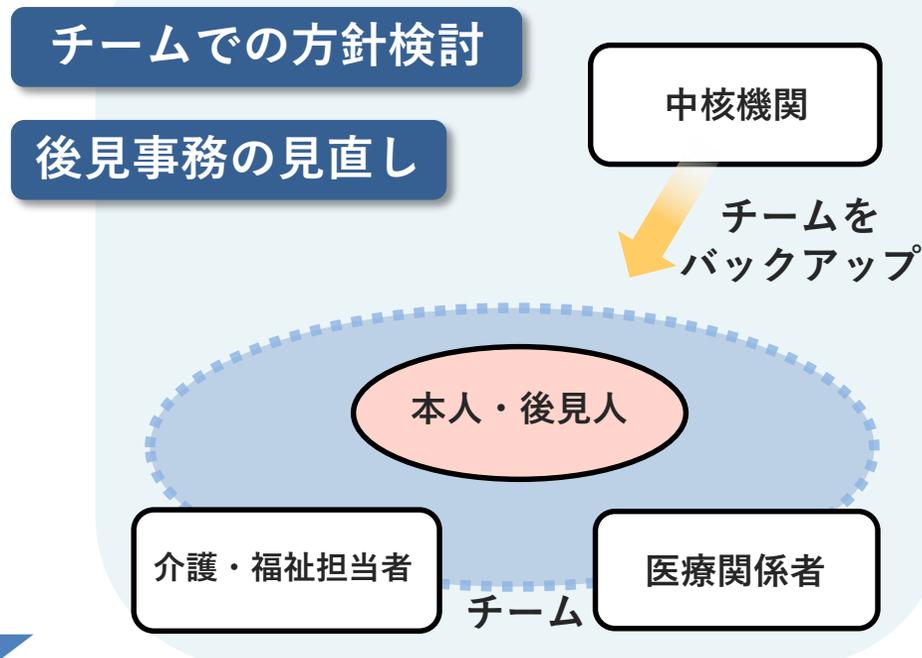
審判の参考資料とする

## (2) 本人情報シートの活用方法

後見等の手続**開始前**



後見等の手続**開始後**



本人の状況の変化に応じた適切な支援の実現

本人情報シートの作成・提出は必須ではないが…

➡ 多くの申立て事案で作成・提出されることを期待

### 3 運用開始に向けた今後のスケジュール

#### 今年度中

- ・ 診断書と本人情報シートの書式
- ・ 「成年後見制度における診断書作成の手引」
- ・ 「本人情報シート作成の手引」

完成

#### 平成31年4月以降

運用開始

十分な周知を図った上で、平成31年4月以降に運用を開始する予定です。

新たな書式での運用にご協力をお願いします。

